

特別職の報酬などの状況(平成22.4.1現在)

区 分	報酬などの月額	期末手当(平成22年度支給割合)
市 長	927,000円	6月期 1.45 月分 12月期 1.50 月分 計 2.95 月分
副市長	781,000円	
議 長	532,000円	6月期 1.45 月分 12月期 1.50 月分 計 2.95 月分
副議長	489,000円	
議 員	457,000円	

- (注) 1 平成18年4月1日から収入役を廃止するとともに、市長・副市長の退職手当の支給率を従前の1/2に改定しています。
- (注) 2 特別職の給料および議員の報酬については、平成22年4月1日から特例条例を廃止し、減額改定を行っています。
- (注) 3 期末手当の支給割合は平成22年度の支給割合です。

一般行政職の級別職員数の状況(平成22.4.1現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事	主事補	
職員数	人 9	人 7	人 54	人 36	人 103	人 86	人 22	人 14	人 331
構成比	% 2.7	% 2.1	% 16.3	% 10.9	% 31.1	% 26.0	% 6.7	% 4.2	% 100
（参考）1年前の構成比	% 3.2	% 3.0	% 16.8	% 11.8	% 29.8	% 26.8	% 5.6	% 3.0	% 100

昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

② 昇給への勤務成績の反映状況

能力、業績と勤務態度および目標管理を要素とし、総合的に5段階の絶対評価を行う人事評価システムを検討・構築中であり、既存の勤務評定により昇給区分を決定しましたが、特段の理由がない限り差を設けていません。

職員の勤務時間と休暇などの状況

勤務・休憩時間

勤務時間	月曜日から金曜日までの各日の午前8時30分～午後5時15分まで (休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分)
休憩時間	午後0時～1時

(注) 職務または職場の特殊性によって、特別の形態で勤務する職員もいます。



年次有給休暇の取得状況(平成21年度実績)

区 分	人 数	日 数	1人当たり日数
本 庁 な ど	401 人	4,413.0 日	11.0 日
保 育 園	102	558.7	5.5
消 防	105	817.1	7.8
競 艇	25	164.3	6.6
病 院 (医 療)	359	2,933.4	8.2
計	992	8,886.5	9.0

その他の勤務条件

年次有給休暇	年度20日付与
病気休暇	3ヵ月
特別休暇	結婚休暇 5 日 夏季休暇 3 日 産前産後休暇(各 8 週)、忌引など

職員の分限および懲戒処分の状況

分限の状況(平成21年度)

処 分 事 由	処分者数
勤務成績が良くない場合	地方公務員法第28条第1項第1号
心身の故障の場合	地方公務員法第28条第1項第1号及び第2項第1号
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第28条第1項第3号
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第28条第1項第4号
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第28条第2項第2号
条例で定める事由の場合	地方公務員法第27条第2項

(注) 分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分です。

懲戒処分の状況(平成21年度)

処 分 事 由	処分者数
法令に違反した場合	地方公務員法第29条第1項第1号
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	地方公務員法第29条第1項第2号
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第29条第1項第3号

(注) 懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分です。